

障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備 (障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現)

平成25年度要求額 : 120億円

(社会福祉施設整備費:50億円)

(地域生活支援事業費:70億円)

障害者が地域社会で生きていく上で必要な生活基盤の持続的保障

「居場所」

=

住まいの確保

「出番」

=

社会参加の機会の確保

グループホーム等の整備促進 (社会福祉施設整備費)

事業概要

- ◆ グループホームの計画的な整備の推進
※ 外部サービス利用型グループホーム、サテライト型グループホームなど地域の実情に応じた整備を促進
- ◆ 地域の拠点となる児童発達支援センターの整備促進

負担割合 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 4、設置者 1 / 4

地域生活支援事業(必須事業)の拡充 (地域生活支援事業費)

事業概要

- ◆ 意思疎通支援 (視聴覚障害、盲ろう者、発達障害等)
 - ・手話奉仕員等の養成
 - ・特に専門性の高い手話通訳者等の養成・派遣等
- ◆ 市民後見人等を活用した法人後見の支援 (知的・発達・精神障害)
 - ・後見人等の業務を適正に担う人材を育成
- ◆ 障害に対する普及啓発・関係者の自発的活動支援
 - ・普及啓発に関するイベント・広報など (障害者・家族・地域住民)
 - ・発達障害者やその家族同士の交流活動(ピアサポート)へ支援等
- ◆ 従来からの必須事業について国の支援の充実
 - ・移動支援等

負担割合【都道府県事業】 国 1 / 2 以内

【市町村事業】 国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

ハード事業【50億円】

ソフト事業【70億円】

障害児及び障害者の「住まいの場」の整備や社会参加等の促進を図るため、実施主体である自治体に対し補助。

○ 障害者等が地域で安心して暮らすための基盤整備の充実を図り、共生社会の実現を目指すとともに、雇用を創出

○ 障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、発達障害を含む障害児の発達支援の強化を図り、子育てしやすい社会環境を整備

2012/9/14

○ 意思疎通支援、後見等の業務を行う者の養成及び派遣、関係者の自発的な活動への支援を行い、新たな雇用の受け皿等として再生

『居場所』＝住まいの場の確保に関連して講じる規制改革等の措置

- ◆ 施設整備費補助金による支援と相まって、地域における多様な住まいの場の確保を積極的に進める観点から、①外部サービス利用型やサテライト型のグループホームを認めるなど規制緩和を検討するとともに、②(独)福祉医療機構の融資率の引き上げなどにより、財政投融資の積極的な活用を検討。
- ◆ 「障害者優先調達法」の成立を踏まえ、地域のグループホーム等で生活する障害者の「働く場」の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、③発注促進税制の内容の延長・拡充を要望。

① 規制改革

住み慣れた地域における多様な住まいの選択肢を確保する観点から、**外部サービス利用型のグループホーム**や**サテライト型グループホームの仕組みの創設**を検討

外部サービス利用型グループホーム

(現状)

グループホームの入居者はグループホームの従事者以外の者による支援を受けられない。

(見直し後)

利用者の状態に応じて、柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とする観点から、外部の訪問系サービスの利用を可能に。

サテライト型グループホーム

(現状)

地域生活への移行を目指している人や現にグループホームを利用している人の中には、共同生活よりも単身での生活を望む人がいる。

(見直し後)

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト住居の仕組みを創設。

※平成23年度から補助事業対象者をNPO法人等まで拡大

② 財政投融資要求

社会福祉施設整備費の補助対象となっていないグループホーム等の賃貸物件の改修整備等について、**(独)福祉医療機構の融資率の引き上げ(80→90%)を要求。**

融資率引き上げ(80→90%)の対象事業

(改修)

- 障害福祉サービス事業所、**ケアホーム、グループホーム等の改修整備(賃貸物件)**

(増築)

- 生産事業等のための作業スペースの設置
- 障害福祉サービス事業所、**ケアホーム、グループホーム等の増築工事** 等

(創設)

- 障害福祉サービス事業所、**ケアホーム、グループホーム等の新築整備(国庫補助金の助成を受けていない場合に限り)**

(備品購入)

- 事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備 等

(大規模な生産設備整備)

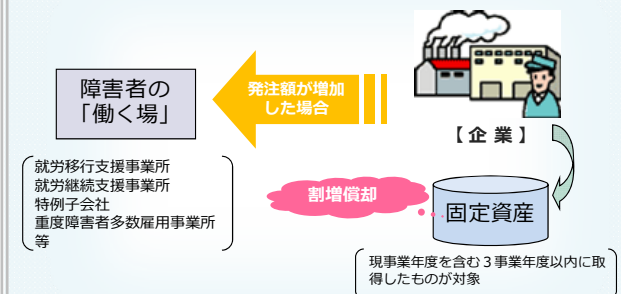
- 就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備 など

※平成23年度から福祉医療機構の福祉貸付事業の融資対象をNPO法人等まで拡大

③ 税制改正要望

「障害者の働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置を**5年間延長するとともに、発注先の対象に新たに在宅就業障害者等を加える**ことを検討。

(現行制度)



- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する**固定資産の割増償却**を認める。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)
(※) 固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- **5年間の時限措置**
★企業(法人) : H20.4.1～H25.3.31
★個人事業主 : H21.1.1～H25.12.31

『出番』＝社会参加の機会の確保に関連して講じた規制改革等の措置

- ◆ 地域生活支援事業のうち、手話通訳事業、相談支援事業、移動支援事業等については、既に税制優遇が措置されているところである。
- ◆ 規制改革の取組みについても、地域の特性を考慮するとともに、地域主権の観点から、地方が自主的に取り組む事業として既に位置付けられている。
- ◆ 今般の概算要求については、引き続きこれらの取組みと連携を図ることとする。

① 税制改正

【現状】

- たとえば手話通訳事業は、既に社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、当該事業を行う社会福祉法人、特例民法法人、農協、生協、医療法人は、固定資産税、不動産取得税が非課税とされている。
- また、学校法人、その他法人についても、都道府県若しくは市町村から委託を受けた者又は都道府県から非営利であることにつき証明を受けた障害者団体に限り非課税とされている。

※ その他、地域生活支援事業のうち、福祉ホーム事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業についても、同様の取り扱いとなっている。

② 規制改革

【現状】

- 【事業の性格】
 - ・ 地域の特性を考慮（地理的条件、社会資源の状況）
- 【柔軟な形態】
 - ① 委託契約、広域連合等の活用
 - ② 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
 - ③ 地域主権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- 【財源】
 - ・ 市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助金を交付